

29年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H29. 7. 3	H29. 7. 6	1 選挙運動費用収支報告書（平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙、〇〇候補） 2 領収書その他の支出を証すべき書面（平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙、〇〇候補）	168	1													東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当収支報告書及び領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
2	H29. 7. 4	H29. 7. 6	2016年11月1日から2017年6月30日までの期間に都選挙管理委員会職員によって作成された職務に関する働きかけについての対応記録の全部（知事部局の「職務に関する働きかけについての対応記録」にあたるもの）				1												選挙管理委員会事務局総務課
3	H29. 7. 3	H29. 7. 10	〇〇、〇〇の政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（平成25～27年分）	750	1						1		1					東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
4	H29. 7. 4	H29. 7. 13	〇〇、〇〇及び〇〇の政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（平成25～27年分）	737	1						1		1					東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
5	H29. 7. 12	H29. 7. 13	〇〇平成27年分政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し 平成26年分政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し	23	1								1					東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
6	H29. 7. 13	H29. 7. 19	「〇〇」の政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し（平成27年分、平成26年分）	384	1						1		1					東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
7	H29. 7. 13	H29. 7. 19	〇〇の政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し	121	1						1		1					東京都情報公開条例第7条第2号に該当領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課

8	H29. 7. 15	H29. 7. 24	平成29年に提出された〇〇の政治団体解散届、並びに同年に提出された〇〇の政治団体設立届及び同設立届に添付された規約の写し	3	1														東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人の住所等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利益を侵害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局総務課
9	H29. 7. 14	H29. 7. 25	1 選挙運動費用収支報告書(〇〇第1回) 2 領収書その他の支出を証すべき書面(〇〇候補第1回) 3 選挙運動費用収支報告書(〇〇候補第2回) 4 領収書その他の支出を証すべき書面(〇〇第2回) 5 選挙運動費用収支報告書(〇〇第1回) 6 領収書その他の支出を証すべき書面(〇〇第1回) 7 選挙運動費用収支報告書(〇〇第2回) 8 領収書その他の支出を証すべき書面(〇〇第2回) 9 ビラ作成契約届出書等(〇〇候補ビラ作成分) 10 ポスター作成契約届出書等(〇〇候補ポスター作成分) 11 選挙運動用自動車の使用の契約届出書等(〇〇候補自動車分) 12 ビラ作成契約届出書等(〇〇候補ビラ作成分) 13 ポスター作成契約届出書等(〇〇候補ポスター作成分)	193	1														東京都情報公開条例第7条第2号に該当 領収書等の口座番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 収支報告書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課